

と被傭者との間が、主従關係と名づける封建道德によつて支配せられてゐた時代には、被傭者は主人に對して奴隸的地位におかれてゐた代りに、主人は被傭者の生涯を保障し、或る程度まではその幸福を保護する道徳上の責任を負ふてゐた。

然るに今日は事情が一變した。僕主と被傭者との關係が自由契約に基づく今日は、僕主と被傭者たる幸福を保護する何等の責任がないばかりでなく、かくすることに何等の利益をも有しない。故に雇用關係が、對等の立場に立つ僕主と被傭者との自由契約に基づく今日では、被傭者たる労働者の利害を擁護するものは、唯だ労働者自身であるのみである。労働者は自分自身の實力による外には、労働條件を改善し、生活の向上を計り、自己の幸福を増進することは出來ない。

從つて今日は、主従關係の昔のように、僕主は被傭者の生涯を保障し、被傭者の生活を改善し、その健康を保護する何等の道徳上の責任がないばかりでなく、かくすることに何等の利益をも有しない。故に雇用關係が、對等の立場に立つ僕主と被傭者との自由契約に基づく今日では、被傭者たる労働者の利害を擁護するものは、唯だ労働者自身であるのみである。労働者は自分自身の實力による外には、労働條件を改善し、生活の向上を計り、自己の幸福を増進することは出來ない。

主従關係の時代には、主人は被傭者の生活と幸福とに對して責任を負ふた。それ故に主人に對する柔順と服従とは、被傭者の道徳と認められてゐた。然るに今日の自由契約の下では、僕主は唯だ僕主自身の利害にのみ基づいて行動する一切の自由と權利を持つてゐる。その如く被傭者たる労働者は、僕主の利害に對して労働者の利益を主張し、労働者の自身の利益を擁護し、労働條件を改善し、生活の向上と幸福の増進を計るために、僕主と對等の行動を取るの自由と權利を持たなければならぬ。服従は主従關係の下に於ける被傭者の道徳であつて、社會的正義と公正に基づいて労働階級の利害を主張することは、自由契約の下に於ける労働者の當然の權利であると同時に、新しい道徳である。

然るに今日の自由契約は唯だ外觀上の自由契約であつて、被傭者たる労働者の側には、何等の自由がない。僕主は労働者を自由に雇用し、自由に解雇する。けれども労働者は、僕主に有利な不當な労働條件を服従するか、さもなくば餓死しなければならぬ。労働者に與へられた自由とは、唯だ餓死する自由である。

僕主と労働者の立場は、對等の如くにして決して對等でない。僕主は一つの事業、一つの會社を代表する。故に彼等の背後には有力な力がある。然るに労働者には、その背後に何等の力もない。一事業一會社は一つの團結である。資本家は團結の力によつて無力な個々の労働者に臨み、労働者は一人々々で有力な資本の團結力に當らねばならぬ。自由契約が名は自由であつて、しかも其の實は、僕主側が思ひのままの労働條件を命令し、労働者は唯だ之に服従するの外ないのは之が爲めである。

被傭者たる労働者が一致團結して労働組合を組織し、一人々々の個人としてではなくて、一個の組合として、一個の團結した力として僕主側に臨む時、僕主と被傭者とは、初めて對等の立場に立つことが出来る。労働者は組合の力により、僕主と對等の立場に立つて初めて正當な労働條件との下に、生活の保障と安定を得、生活の向上を計り、人間らしい生活を求める正當な要求を主張することが出来る。

我國には未だ先進諸國のやうに、労働組合を公認する法律は制定せられて居らぬが、それと同時に昔日の諸外國のやうに、労働組合の組織を禁じた法律は存しない。況んや最近、政府は國際勞働會議に送るべき代表者の選出に當つては、労働組合に選舉權を與へたので、事實上、政府は労働組合を積極的に公認したものである。今日尙ほ封建時代の主従關係を夢みてゐる頑迷な日本の僕主は、労働組合の組織を喜ばず、有ゆる陋劣な手段を弄して組合の組織を妨害してゐることは事實である。彼等は自由契約主義の利益のみは之を利用しつゝ、尙ほ昔の通りに、召使ひに對する主人の權威と專横とを以つて、吾々労働者に臨まんとするものである。けれども労働組合は、既に國家が事實上公認したところの組織であつて、僕主には労働組合の組織を妨害し、その被傭者が組合に加入することを妨害する何等の權利をも持たないものである。労働者が組合を組織して、僕主に對して正當の利益を擁護することは、労働者の道徳的の權利であるばかりでなく、國家が積極的に公認したところの權利である。

今日の社會は僕主たる資本家の階級と、被傭者たる労働者の階級とに分かれてゐる。資本家には資本家の利害があり、資本家階級全體としての共通の利害がある。その如く労働者には、一人々々の労働者の利害があるばかりでなく、労働階級全體に共通した利害がある。資本家階級は共通の利益を擁護するためには、紡績業者には全國紡績聯合會があり、船舶業者には日本船主協會があるばかりでなく、工業俱樂部、經濟聯盟、實業聯合會の如き、有ゆる事業の資本家を打つて一丸とした有力な團體があつて、資本家階級全體の利益の増進を計つてゐる。その如く被傭者たる吾々労働者は、労働組合によつて各自の利益を増進すると同時に、一事業一會社に於ける労働者全體の利益を擁護することもある。故に吾が神戸海上労働組合は、港内船員及び労働者の労働條件を改善し、その利益を擁護し、同一職業同一産業の労働者全體の利益を擁護し、更に進んでは、組合の全國的團結によつて、労働階級全體の利益を擁護しなければならぬ。

労働階級全體としての生活が向上しなければ、各自の生活を向上せしめることは出來ぬ、労働階級全體が資本の掉取から解放せられぬ限りは、一部の労働者のみが資本の掉取から解放せられるることは出來ぬ。組合運動は労働階級全體の闘ひであつて、同時にすべての労働者の闘ひであり、すべての労働者はこの闘ひに參加する義務と責任がある。この解放の闘ひに參加せぬ労働者は、自分自身の利益と幸福に裏切つてゐるものであると共に、労働階級全體の利益と幸福に裏切つてゐるものである。故に吾が神戸海上労働組合は、港内船員及び労働者の労働條件を改善し、その利益を擁護し、その生活の向上を計ることを當面の目的とする。同時に、狹隘な職業心理と職業利己主義に捉はれないで、労働階級全體の共同の闘ひに參加しなければならぬ。

我國に於ける一般海員の労働條件は、諸外國のそれに比して遙かに劣つてゐる。就中港内船員及び労